

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和51年11月に結婚した際に市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、同月からの保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和51年11月に結婚した際に市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、同月からの保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日の関係から、申立人は、申立てのとおり、同年11月に国民年金の加入手続を行ったとみられ、加入手続を行った当初の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、昭和44年4月1日から45年6月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。同社からもらった社内歴等により、44年4月1日に入社したことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳により、申立人が昭和44年4月1日からA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、申立期間当時のA社C支店の社会保険事務担当者に照会したところ、申立人のように大卒の本社採用の従業員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させており、本社から送付された社員カードにより、実際に配属された日から給与計算が開始され、厚生年金保険料が控除されるので、申立期間の保険料についても控除したはずである旨の証言が得られたことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された厚生年金基金加入員資格取得届の記録（当該記録では申立人の資格取得日は昭和44年4月1日となっている。ただし、企業年金連合会（D厚生年金基金から移管）の記録では、申立人の資格取得日は45年6月1日となっている。）から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録におけるA社C支店の資格取得日が厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和45年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年4月から45年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和61年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月17日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時、経営者の交代により勤務先の名称がA社からB社に変わったことはあったが、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言から、申立人が、申立期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、昭和61年9月17日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同年12月1日にB社において被保険者資格を取得している。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和61年9月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人と同様に、同日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日にB社において被保険者資格を取得している者が6人（申立人及び事業主を含む。）確認できる。当該6人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を見ると、その全員について、健康保険証の返納日が同年12月1日である上、同年10月1日付けの定時決定の記録が取り消されていることから判断すると、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理が遡及して行われたものと推認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年9月17日において、同事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 61 年 9 月 17 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A 社に係る健康保険証の返納日であり、かつ、B 社における資格取得日でもある同年 12 月 1 日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の被保険者原票の記録から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成3年4月から同年9月までは24万円、同年10月から4年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年3月16日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年4月1日から5年1月31日まで
② 平成5年1月31日から同年3月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、申立期間①の標準報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

また、上記の照会により、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成5年1月31日となっていることも判明した。しかし、私の所持する年金手帳には、被保険者でなくなった日は同年3月16日と記載されているので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは24万円、同年10月から4年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年1月31日）の後の同年3月8日付けで、3年4月1日に遡及して訂正され、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立期間当時、申立人が同社の役員ではなかったことが確認できるとともに、複数の同僚から、申立人はB職として勤務しており、社会保険事務には関わっていない旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは24万円、同年10月から4年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは28万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が、平成5年3月15日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成5年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が同年3月29日付けで遡及して行われている。しかし、同年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中に、雇用保険の記録により、同年2月25日まで同社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、同人の所持する給料支払明細書により、同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものが存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年1月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年3月16日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成5年2月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。私は平成3年12月頃に国民年金の加入手続きを行い、昭和63年3月から平成3年12月までの保険料については同年12月に、4年1月から5年2月までの保険料については同年2月に、それぞれ納付したはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年12月頃に国民年金の加入手続きを行い、昭和63年3月から平成3年12月までの保険料を同年12月に納付したと主張しているが、申立期間については任意加入対象期間であるため、遡って資格取得することができず、保険料を納付することもできない。

また、申立人は、市区町村発行の「平成4年度住民税普通徴収更正決定通知書」の社会保険料控除額の欄に18万2,000円と記載されていることをもって、平成3年12月に46か月分の国民年金保険料を納付したことの証拠であると主張しているが、当該額の内訳は不明であるとともに、オンライン記録により、申立人は同年4月26日に、申請免除となっていた昭和56年度の保険料を一括で追納していることが確認できることから、申立人は、当該追納について、申立期間に係る保険料納付であると記憶違いをしていることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年2月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。申立期間については、平成6年9月に会社を退職後、市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月に会社を退職後、市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、11年4月以降に「未加入期間国年適用勧奨」を受け、直前の厚生年金保険被保険者資格喪失日である10年9月19日付けで初めて国民年金被保険者となっていることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であり保険料を納付することはできない上、基礎年金番号制度が導入された9年1月よりも前に国民年金の加入手続を行っていたら払い出されているはずの国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金の被保険者資格取得・喪失を繰り返しているところ、申立期間後の平成10年9月19日付けの国民年金被保険者資格取得については、前述のとおり、11年4月以降の「未加入期間国年適用勧奨」を受けての手続であるとともに、その次の12年4月1日付けの国民年金被保険者資格取得についても、オンライン記録により、同年12月以降の「第1号・第3号被保険者取得勧奨」を受けての手続であることが確認できることから、申立人が申立期間について、会社を退職後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、前述の2回の「勸奨」を受けた期間に係る国民年金保険料についても市区町村役場で納付したと主張しているが、オンライン記録により、両期間ともに過年度納付されていることが確認でき、市区町村役場で過年度納付することはできないことを踏まえると、申立人の保険料納付に関する記憶も明確ではないことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1449 (事案 1398 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

前回の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの回答を得たが、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料については納付記録があり、それ以前の期間についても、父親が他界した直後の 59 年 4 月に母親が A 公民館 (当時) 近くの市区町村役場出張所において納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その母親が昭和 59 年 4 月頃、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 3 月 12 日に B 市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 7 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について、オンライン記録の表示において「昭 61」の行の 1 から 3 までについて納付済みとなっていることを根拠として、納付記録があると主張しているが、当該表示は年度を表していることから、当該箇所は 62 年 1 月から同年 3 月までを示すものであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年4月までの期間及び44年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年4月まで
② 昭和44年4月から53年3月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和50年4月頃から同年6月頃までの間に国民年金の加入手続を行うとともに、20歳から27歳までの期間の未納であった保険料を一括で納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃から同年6月頃までの間に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は54年1月5日にA市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられるとともに、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年に国民年金の加入手続を行った際に20歳から27歳までの期間の未納であった保険料を一括で納付したとしていることから、当時実施されていた第2回の特例納付（過去の未納保険料を遡って納付することができる制度）により納付したとの主張であると考えられるが、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは54年1月以降であると考えられるため、第2回の特例納付により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和54年当時は第3回の特例納付の実施時期ではあるものの、第3回の特例納付により申立期間の保険料を納付した場合に必要な金額と申立人の記憶する金額（10万円未満）とは大幅に異なっている。

その上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人の夫に係る昭和41年11月から45年9月までの保険料について、第2回の特例納付により納付（同年6月から同年9月までの保険料については、厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したことにより、平成18年12月28日に還付）されていることが確認できることから、申立人の夫は、過去の未納分をまとめて納付したことはないとしていることから、申立人の記憶している一括納付については、その夫の分の特例納付であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する所在地に、商業登記上、A社が存在しているため、同社の取締役にも照会したところ、申立期間当時から現在と同じ場所で営業していた旨の回答が得られた上、当時の事業主の氏名は申立人の主張とほぼ一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、A社の取締役からは、申立期間当時の人事記録は残存しておらず、当時代表者であった父親及び母親は既に他界しており、当時のことを知る者がいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答が得られた。

さらに、A社の商業登記上の会社成立日は昭和 48 年 6 月 1 日であるため、同社は申立期間において個人事業所であり、申立人は、当該事業所の従業員数について、自身を含めて 3 人であったとしていることから、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 26 日から 55 年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、私の記憶している給与支給額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時の資料は残っておらず、当時の代表者も死亡しているため、申立人の給与支給額、標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、A社が申立期間同時に社会保険事務を委託していたとする会計事務所にも照会したが、当時の書類は残っておらず、当時の担当者もいないため、申立人の給与支給額、標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間同時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち連絡先の判明した6人に照会したところ、2人から回答が得られたが、申立人の給与に係る具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者記録について遡及して訂正された形跡は無く、記録管理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月 20 日頃から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。しかし、同社には昭和 52 年 3 月 20 日頃から 55 年 4 月末日まで勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が昭和 52 年 3 月 22 日から同年 4 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 52 年 4 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B社に照会したところ、申立人の昭和 52 年 3 月 22 日から同年 3 月 25 日までの同年 3 月分の給与については、同年 4 月分の給与（同年 3 月 26 日から同年 4 月 25 日までの分を同年 4 月 30 日に支給）における休日出勤の時間外手当として支給しており、同年 3 月分の給与としては支給していない上、提出した人事記録等からも分かる通り、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日であるため、同年 3 月の保険料控除も行っていないとの回答が得られた。

さらに、上記の人事記録を見ると、昭和 52 年 3 月 22 日に A 社に入社した 12 人（申立人を含む。）の記載があるところ、当該 12 人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、その全員について、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、B 社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人の離職日は昭和 55 年 4 月 25 日となっていることが確認でき、申立期間②における勤務実態が確認できない。

また、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 55 年 4 月 26 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、B 社に照会したところ、申立期間②の厚生年金保険料については、誤って控除したものと考えられ、控除した保険料は社会保険事務所（当時）に納付していないと思うとの回答が得られた。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した月である昭和 55 年 4 月の厚生年金保険料を控除されたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1988 (事案 1952 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年9月20日まで
② 昭和22年4月15日から23年7月1日まで

A社B事業所(同社C事業所内)に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険の被保険者種別が第一種(坑外勤務)ではなく第三種(坑内勤務)のはずであるとの申立てが認められなかった。

私は、昭和19年10月1日からA社B事業所においてD係として勤務しており、同係は主として坑内作業であったことから、申立期間について第三種被保険者であったと認められないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) E社(A社C事業所の後継会社)から提出された人事記録により、申立人はD係として勤務していたことが確認できるが、同係の者が坑内員に該当するか否かは不明であること、ii) E社に照会したところ、D係に勤務していた者が全て坑内員であったとは言えない旨、及び申立人の勤務実態は不明である旨の回答が得られたこと、iii) 申立期間当時、A社C事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する者の記録により、当時、同社においては、D係として勤務する者について、必ずしも全期間を第三種被保険者とする取扱いではなかった事情がうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成24年8月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において坑内勤務であったことを証明できる資料として、A社B事業所から受けたとする任命書を挙げているが、これは前回も提出のあった資料であり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。